

令和3年4月1日

公 告

ヤマハ健康保険組合
理事長 山畑 聡



当組合の規約の一部を下記のように改正し、次回選挙から施行する。

記

1. 第28条を次のように改める。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。

ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りではない。

- 2 前項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

以上

公告期間：令和3年4月1日から令和3年4月15日